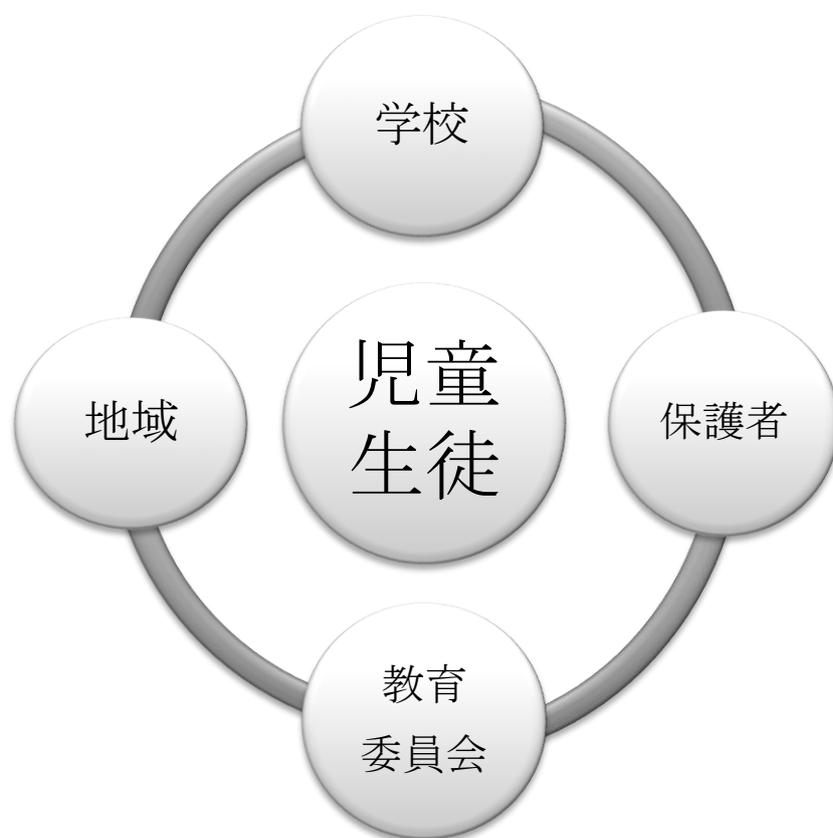


秦野市学校業務改善推進方針

令和3年度～7年度



秦野市教育委員会

令和3年5月

秦野市学校業務改善推進方針

本市では、平成 28 年 12 月に小中学校の全教職員を対象に勤務実態調査を実施した。その結果、全国と同様な長時間勤務の実態が見られたことを受け、国の「学校における働き方改革」を踏まえ、平成 30 年 3 月に教職員一人ひとりが健康で生き生きとやりがいを持って勤務でき、教育の質を高められる環境づくりを進めるため、「秦野市学校業務改善方針」を策定し、平成 30 年 4 月から令和 3 年 3 月までの 3 年間の「集中推進期間」として、学校と教育委員会が一体となって 28 項目の教職員の負担軽減策に取り組んできた。

この間、学校が抱える課題が複雑化、多様化、深刻化し、教員のなり手不足も懸念されるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大なども加わり、学校を取り巻く環境がさらに大きく変化する中、教職員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、教員一人ひとりが指導力、支援力を高め、発揮できる環境づくりがより一層求められてきている。

ここで 3 年間の集中推進期間が終了することから、この社会の変容を働き方見直しの追い風として、これまでの「学校業務改善方針」から「学校業務改善推進方針」と名称を改めて、継続的、計画的に「学校における働き方改革」のさらなる推進を図るものである。改定に当たっては、前方針で掲げた 28 項目の業務改善策を P D C A サイクルに基づき総括し、併せて秦野市新総合計画、秦野市新教育振興基本計画との整合性を図り、期間を令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とし、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制づくりにつなげていくものである。

学校業務改善の目的

- 1 子供と向き合う時間の確保とスキルアップ
- 2 学校の組織力・マネジメント力の強化
- 3 教育水準の改善向上

学校業務改善の適正化に向けた目標

- 1 時間外在校等時間の上限
 - ・原則 月 45 時間、年 360 時間
 - ・上限 月 100 時間、年 720 時間
- 2 学校閉庁日を長期休業期間中に 5 日
- 3 部活動休養日の設定 週当たり 2 日以上
- 4 ストレスチェック(総合健康リスク) 全国平均の 100 以下
及び前回平均以下

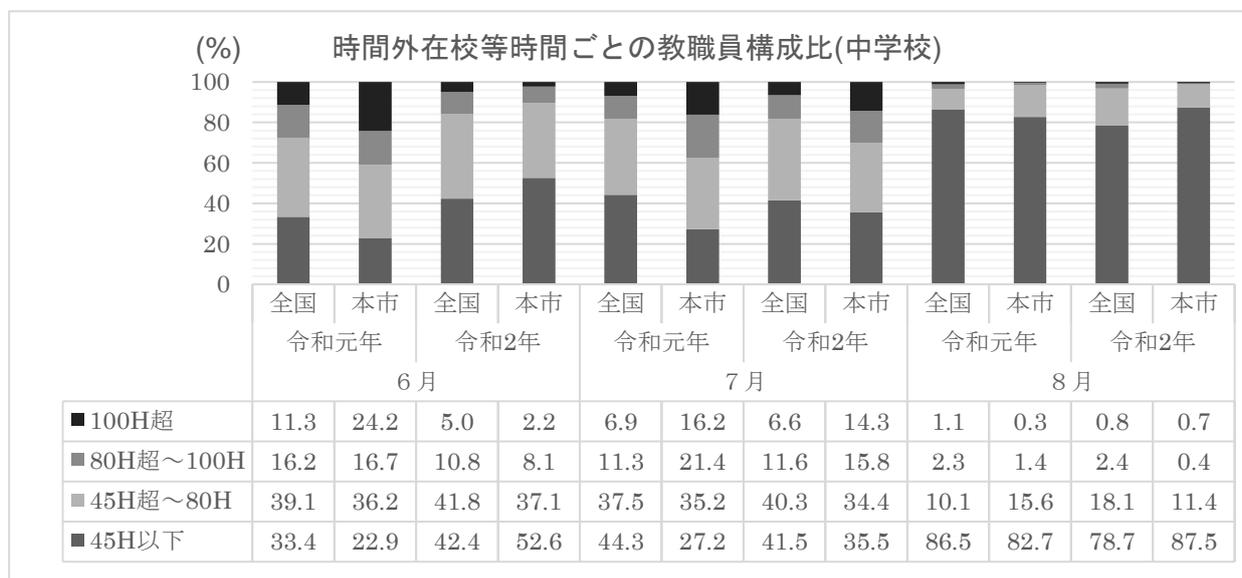
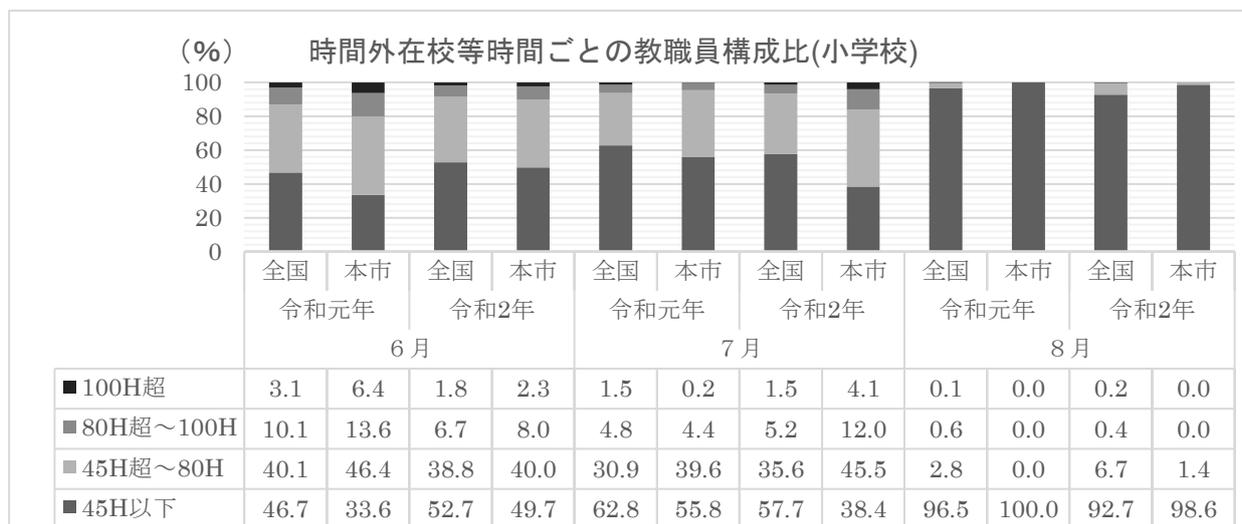
1 これまでの取組を総括

(1) 目標に対する評価等

① 時間外在校等時間の上限設定

勤務実態を客観的に把握するため、令和元年6月に全校で教職員が出退勤時にICカードを使った勤務管理システムをスタートした。下表は、文科省の全国調査の結果(令和元・2年の6月～8月)に合わせて、全国平均と本市の月ごとの時間外在校等時間数(正規の勤務時間(8:30～17:00)以外に休日を含め、学校等に勤務・在籍していた時間数)について、上限時間に対する教員数の割合を比較したものである。これを見ると、小学校、中学校共に、夏季休業期間、コロナ禍の影響等により、月ごとに変化が見られる一方で、全国平均との比較では類似した状況が見取れる。

また、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が国から示されたことに伴い、「秦野市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則」を令和2年6月に制定した。



- ※ 時間外在校等時間とは、1日の在校等時間から条例等で定める正規の勤務時間を除いて校内に在籍していた時間を基本とし、校外での研修や児童生徒の引率など職務に従事した時間を加える一方で勤務時間外における自己研鑽や休憩時間を除くとされている。本市では、出退勤した時間をもって在校等時間を外形的に把握する管理システムから勤務時間外における自己研鑽や休憩時間は含んだ時間となっている。
- ※ 上限時間とは、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針において、上記の時間外在校等時間の上限時間を1か月45時間以内とし、臨時的特別な事情がある場合100時間未満(連続した複数月は80時間)の範囲内するため業務量の適切な管理を行うこととされている。

② 年次休暇の年平均取得日数 15日以上

令和2年度(4～12月)の年次休暇の平均取得状況は、小学校では7.4日、中学校では6.1日という状況であった。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応、1月から3月分は含まれていないものの目標値の15日以上を下回る状況であった。

③ 最終退校時刻は午後8時を目安

下表は平日の通常勤務時間外において月ごとの平均在校等時間数が午後8時を超えた教職員数を前年同月と比較したものである。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応から単純に比較することはできないが、前年より増加した月数が9か月のうち、小学校では5月、中学校は7月であった。

平日午後8時以降在校の月別教職員数 (単位：人)

区 分		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
小 学 校	元年度	163	31	0	127	152	119	64	74	116
	2年度	88	140	0	123	121	128	103	84	133
中 学 校	元年度	125	41	0	82	70	71	36	44	48
	2年度	50	81	2	92	89	74	58	40	62

令和2年度は、学校業務改善取組中の令和2年3月からの新型コロナウイルス感染拡大は、学校運営面にも大きく影響を与え、臨時休業、分散登校、短縮授業などこれまで経験したことのない対応を余儀なくされた。こうした著しい環境変化に伴い、学習支援への体制強化や学校のICT化の推進など児童生徒の学びの保障に向けた様々な取組が進められるなど、新しい時代の教育環境づくりの推進に当たっては、教職員の働き方改革に向けた意識と行動は大きな推進力になることが求められている。

2 推進期間 令和3年度～7年度

秦野市教育振興基本計画と連結して令和3年度～7年度の5年間とする。

3 改善方策

教員が子ども達と向き合う時間を確保し、意欲と高い専門性を持って、今まで以上に質の高い授業や個に応じた学習指導など効果的な教育活動を行うことができるよ

う保護者、地域、関係機関と連携を深め、「地域とともにある学校づくり」に向けて、一体的・総合的に取り組むため、次に挙げる4つの業務改善パッケージに分けて改善方策の取組を推進する。

(1) 教員の担うべき業務に専念できる環境づくり取組項目

教員が担っている従来の業務を見直し、教員の行うべき業務、専門スタッフや事務職員等と連携・分担する業務、地域の協力を積極的に得ながら行う業務、精選する業務を明確にしながら、必要な体制の強化を図る。

※ 継続の事業記載の内、アンダーライン部分は新規の取組内容を示している。

① 教育相談・不登校支援体制の充実

(教育指導課・教育研究所)

令和2年6月に「はだのっ子あんしん相談室」を開設

教育支援教室「いずみ」にスクールソーシャルワーカーを配置するなど体制を強化

⇒ 継続 児童生徒やその保護者等からの様々な悩み、相談への早期対応と新たな学びの場としての豊かな教育環境を生かした支援教室の機能充実

② 教育支援助手・特別支援介助員の充実

(教職員課・教育指導課)

教育支援助手・特別支援介助員を合わせて100名余を小学校中心に配置

⇒ 継続 学びや生活の基礎・基本の定着、学習の個別最適化の推進など、個に応じたきめ細やかな学習支援体制を充実

③ 学校支援ボランティア等の派遣

(教育指導課・教育研究所)

ボランティアバンクの設立のほか、寺子屋学習支援、カレッジフレンドなどとして地域人材を学習支援スタッフとして各学校に派遣

⇒ 継続 大学生や教員OB等の地域人材を学習支援スタッフとして派遣

④ スクールサポートスタッフの配置

(教職員課)

令和元年7月から各学校に順次スクールサポートスタッフを配置。併せて県教委によるスクールサポートスタッフも配置

⇒ 継続 教員OBを中心に学校の事務作業や学校行事の運営を手伝うスクールサポートスタッフを配置

⑤ 学校ICT化の推進

(学校教育課・教育研究所)

児童・生徒用タブレット端末と大型モニターを全校に配置。

⇒ 継続 学習用端末を活用した効果的、効率的で分かりやすい授業展開や事務処理の効率化を推進。学習用端末アカウントを活用した学校間、教職員間の情報共有や統合型校務支援システムの継続利用。C B T化も視野に入れ、多様な学習の機会と場の提供に向けた個別最適化された学びづくりの検討。

※CBTとは、computer-based-testingの略コンピュータ上で実施する試験

⑥ 学校・保護者間の連絡をデジタル化

(学校教育課・教育研究所)

⇒ **新規** 欠席・遅刻、アンケートなどの学校・保護者等間における連絡等のデジタル化を推進

3	4	5	6	7
	検討等		研究・導入	
----->		----->		

⑦ 学校閉校時刻設定校の拡大

(各学校)

留守録機能付き電話の更新完了に伴ってほとんどの学校において学校閉校時刻を設定

⇒ **継続** 留守番等機能付き電話を活用して閉校時刻の設定校を拡大し、効率的な業務処理を推進

⑧ 長期休業期間における学校閉庁日の拡大

(各学校)

事前に地域、保護者の理解、協力の下、令和元年度からは夏休み期間中にすべての小・中学校で統一して3日間を実施

⇒ **継続** 教職員の自己研鑽等資質向上を図るため、長期休業日期间において、学校閉庁日を5日間に期間拡大

- ・夏季休業期間中は8月9日～15日の間に3日
- ・冬季休業期間中は12月25日～1月6日の間に2日

⑨ 学校事務の共同実施を推進

(各学校)

事務職員の学校運営への参画、事務処理の効率化を推進するため、「秦野市共同学校事務室設置規則」を制定

⇒ **継続** 複数の学校事務を学校事務職員が共同処理する体制により、事務職員の学校運営への参画、備品管理のデータベース化など事務処理の効率化を推進

⑩ 学校給食費の公会計化

(学校教育課)

⇒ **新規** 国のガイドラインに基づき、学校給食費の徴収・管理を市会計に組み入れる公会計化制度の検討・導入

3	4	5	6	7
検討・調整等	導入開始(中学校)			
----->	----->			
検討・調整等	導入開始(小学校)			
----->	----->			

(2) 部活動における負担軽減

部活動は、生徒が自主的・自発的にスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の醸成等に資する重要な活動であるため、生徒のバランスの取れた生活習慣の確立や心と身体の成長に配慮した運営の工夫を図る。

① 部活動休養日等の推進

(各中学校)

生徒の健康と安全に配慮して、部活動休養日を令和元年度から週2回学校ごとに設定

⇒ 継続 生徒がバランスの取れた生活を送れるよう、学期中の週2日(平日と週末に1日ずつ)の休養日、活動時間の短縮、合同部活動など運動部活動における合理的かつ効率的で安全な部活動指導の推進

② 部活動地域指導体制の充実

(教職員課・教育指導課・各中学校)

運動部活動顧問や地域部活動指導員を各学校の状況に応じて派遣

⇒ 継続 国の「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、休日における部活動の地域指導体制の構築に向けた研究の一つとして2校で部活動スタートアップ事業を展開するなど部活動地域指導体制の充実

(3) 教職員の働き方の見直し

教職員の働き方においてワークライフバランスを含むタイムマネジメント等の意識改革を進め、心身ともに健康を維持できる職場環境づくりを進める。

① 業務負担の平準化、標準化、複数担当制の推進

(各学校)

学校体育施設開放業務の役割分担を見直しするなど事務処理を検討

⇒ 継続 過度な偏り負担がないよう、国が作成予定の学校や教師・事務職員等の標準職務モデルを参考にしつつ、学校体育施設開放業務の事務処理の見直し、業務の効率化を図るほか、職員室等の整理整頓の徹底、校務分掌の平準化、標準化を図り、組織的な業務執行を推進

② 行事、研修、会議等の効率的・効果的な運用

(各学校)

庁内関係各課等に働き方改革の協力及び教職員の役割軽減を依頼

⇒ 継続 学習用端末を活用した研修・会議の弾力的なオンライン化、会議の回数・時間の縮減、資料の事前配布やペーパーレス化、終了時刻設定予告による効率的な会議運営を推進するほか、既存の行事等や保護者に求める押印の見直し

③ 勤務時間の適正把握

(教職員課・各学校)

I Cカードによる出退勤管理システムを令和元年6月から全校導入

⇒ **継続** 勤務時間を意識した業務改善に向けて、ICカードによる出退勤時刻の客観的な実態を把握

④ 定時退校日の実施拡大 (各学校)

週一回、一定の曜日を定時退校日として平成30年10月から一部学校で設定

⇒ **継続** 教職員のワークライフバランスを推進するため、週に1回の定時退校日の教職員ごとの実施拡大

⑤ 学校業務改善提案制度 (教職員課)

平成30年度より教職員から学校業務改善提案を募集、審査・表彰

⇒ **継続** 足元からの意識改革と実践を進めるため、学校業務改善策を募集

⑥ ストレスチェック等労働安全衛生環境の推進 (教育総務課・学校教育課)

平成28年度より正規の教職員、臨時職員等全職員を対象に実施

⇒ **継続** 教職員の安全と健康を確保するため、休憩スペースの確保など快適な職場環境づくりを推進

⑦ 教職員の福利厚生事業の充実 (教職員課・学校教職員互助会)

学校教職員互助会において人間ドック補助額を増額、インフルエンザ予防接種補助の新設など

⇒ **継続** 学校教職員互助会と連携して福利厚生事業の充実とともに臨時的任用教職員の互助会加入拡大

⑧ 学校マネジメント研修の実施 (教職員課・教育指導課)

文科省の学校業務改善アドバイザーによる研修会等を令和元年に実施

⇒ **継続** 業務改善や働き方を見直す意識改革とともに、ミドルリーダーの育成など教職員のマネジメント能力を高める研修会等を開催

(4) 学校現場支援体制の強化

勤務実態調査から教職員の長時間勤務の実態が明らかとなり、国の働き方改革と共に家庭や地域等の教育関係者が教員という仕事の特性と勤務実態を共有し合いながらそれぞれの立場で取組を推進し、その効果が児童生徒に行き渡るようにする。

① 教職員定数の増員に係る国・県への要望を継続 (教職員課)

教職員定数の増員に係る国・県への要望とともにスクールサポートスタッフの配置を県へ要望

⇒ **継続** 教職員定数の増員を引き続き、国・県へ要望

② コミュニティ・スクールの設置校拡大 (教育指導課・各学校)

これまでに小学校4校、中学校3校をコミュニティ・スクールの設置校に指定

⇒ **継続** 保護者、地域と連携・協働した「地域とともにある学校づくり」を進め、学校マネジメントの強化を図るコミュニティ・スクール(学校運営協議会)の設置校を拡大

③ 園小中一貫教育の推進

(教育研究所・各学校)

家庭学習ノートの作製、寺子屋方式学習支援制度の導入など

⇒ **継続** 小学校における部分的教科担任制や義務教育学校の研究など、園小中一貫教育を通して子どもの豊かな成長を支え、地域の特色を生かした育ちと学びの連続性のある教育活動を推進

④ 学校業務改善の推進体制

(教職員課)

学校業務改善の推進に向け、教職員等 8 名で構成する学校業務改善推進検討会を令和元年度に設置

⇒ **継続** 学校と教育委員会が一体となって業務改善を進めるために立ち上げた「業務改善推進検討会」を活用し、勤務時間の把握と分析、方針に基づく改善項目の進捗状況や改善策について確認、検証し、着実な取組を推進